

## 春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の委嘱の手續等について、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (推薦及び募集)

第2条 法第19条第1項に規定する推進委員の推薦及び募集は、次の区分による。

- (1) 農業者等の個人からの推薦(以下「個人推薦」という。)
- (2) 農業者が組織する団体その他の団体からの推薦(以下「団体推薦」という。)
- (3) 公募

### (推薦及び応募の資格)

第3条 推進委員として推薦を受ける者及び公募に応募する者(以下これらの者を「被推薦者等」という。)は、法第18条に定める要件を満たすほか、推進委員の委嘱予定日において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でない者とする。

### (推薦手續等)

第4条 推進委員の推薦は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人推薦 春日井市農地利用最適化推進委員推薦申込書(個人用)(第1号様式)による推薦
- (2) 団体推薦 春日井市農地利用最適化推進委員推薦申込書(団体用)(第2号様式)による推薦

2 前項各号に規定する推薦申込書は、直接又は郵送により春日井市農業委員会

事務局に提出するものとする。

(応募手続等)

第5条 推進委員に応募しようとする者は、春日井市農地利用最適化推進委員応募申込書（第3号様式）を直接又は郵送により春日井市農業委員会事務局に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 農業委員会長は、推進委員の募集に当たっては、推薦及び募集の期間、書面の提出方法その他必要な事項を次に掲げる方法により、農業者、農業者の組織する団体その他の団体及び関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 担当窓口における閲覧及び配布
- (2) 出張所及び公民館における配布
- (3) 広報紙及びホームページへの掲載（第9条の規定による推進委員の補充を除く。）
- (4) 市役所前掲示板への掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会長が適当と認める方法

(被推薦者等の公表等)

第7条 農業委員会長は、推薦及び応募の状況について、省令第12条に規定する事項のほか、農業委員会長が必要と認める事項を推薦及び募集期間の中間及び終了後に、担当窓口及びホームページにおいて公表するものとする。

(候補者の選考)

第8条 農業委員会長は、第3条に規定する資格要件を全て満たした被推薦者等（以下「候補者」という。）の総数が春日井市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員定数条例（平成28年春日井市条例第23号）第2条に定める推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、春日井市農業委員会の会議において候補者の選考を行うものとする。

(推進委員の補充)

第9条 農業委員会長は、推進委員の欠員が定数の8分の1を超えた場合は、こ

の要綱に規定する手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。